

奈良県訓令第九号

労働委員会事務局

総務部総務厚生センター

奈良県労働委員会事務局処務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第三条中「係長」を「係長
主任主査」に改める。

第四条第三項中「主査」を「主任主査及び主査」に改める。